## 就労証明書

※本証明書は，保護者本人ではなく，保護者の就労先事業者等にて作成してください。


下記の内容について，事実であることを証明いたします（ただし，発行者が証明日時点で把握している情報に限る）。
※本証明書の内容について，就労先事菐者等に舞断で作成し又は改変を行ったときは，刑法上の罪に問われる場合があります。


※就労証明書様式の記載要領は当BOOKの「記載要領」シートを参照してください。
※国指定の様式のため，項目17について，中央区では使用していないため，削除しています。

## ※注意事項※

- 以下に該当する方は，添付書類が必要です。
- 派遣社員として勤務する方

この就労証明書の他に直近の「労働者派遣契約書」または「就業条件明示書」の写しを添付してください。
－「5 就労形態」で「役員（会社の取締役•監査役•法人の理事等）」「自営業主（個人事業主）」「自営業専従者」「家族従業者」の項目にチェックが入っている方事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）の添付が必要です。添付書類の詳細については，保育園のごあんない又は中央区ホームページ「認可保育所 利用案内」をご確認ください。
（継続的に働いていることが確認できる書類の提出が無い場合は，利用調整の指数を2点減算します。また，勤務実績と収入実績に整合性がとれない場合も同様とします。妊娠•出産や病気などの理由により勤務時間の減少があった場合や，開業直後等で収入が無かった場合などは任意の用紙にその状況を具体的に記載してください。）
－月極延長保育の利用を希望する方，又は現在利用している方
直近3か月分の会社を退勤した時間がわかる書類を添付してください。（詳しくは，中央区ホームページの「延長保育を希望する方へ」をご覧ください。）

- この証明書は，保育入所事務，認定事務のための書類です。それ以外には使用しませんので，全て正確にご記載ください。
- 上記の内容について，問い合わせることがあります。ご協力をお願いします。
- 記載に不備がある場合は，利用調整等に影響を及ぼす場合があります。記載漏れがないようご確認のうえ，提出してください。
- 記載内容が事実と異なる場合は，入所（転園）内定の取消または退園となります。


延長保育を希望する方へ


